

## 長野県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和5年長野県議会告示第5号。以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び次条第2項において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧は、議長が指定した場所でしなければならない。

3 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（次条において「県の休日」という。）は、閲覧することができない。

4 閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

5 閲覧しようとする者は、閲覧申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申し出なければならない。

6 閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所で閲覧すること。

(2) 閲覧に係る報告及び訂正は、前号の場所以外の場所に持ち出さないこと。

(3) 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱うこととし、破損、汚損、加筆等をしないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

7 議長は、閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を中止させ、又は禁止するこ

とができる。

8 前各項に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(期限等の特例)

第5条 規程第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、県の休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。



様式第2号（第2条関係）

年 月 日

長野県議会議長 殿

長野県議会議員\_\_\_\_\_

訂 正 届

長野県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号（第4条関係）

閱 覧 申 込 書

閱 覧 年 月 日	年 月 日
住 所 (法人等にあつては、事務所等の所在地)	(電話番号 )
氏 名 (法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに閲覧者の氏名)	